

ムーブ南畿2018年Vol.42



特集 地理的表示(GI)保護制度



稲渚の棚田(奈良県高市郡明日香村)



— 目 次 —

特集1 地理的表示(GI)保護制度	1
特集2 農業水利施設の管理(藤崎井土地改良区)	3
特集3 女性農業者紹介 門脇 由喜子さん	4
特集4 管内の農業生産工程管理(GAP)の取得	5
農政情報1 土地改良施設突発事故復旧事業	6
農政情報2 奈良県、和歌山県の柿の輸出の取組	7
事務所トピックス1 五条吉野地区での業務継続計画(BCP)の演習	8
事務所トピックス2 平成29年度 施設見学の実施状況	9



はじめに

我が国において、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI)法」(平成26年法律第84号)が平成27年6月から施行され、登録製品の生産団体が定めた基準を満たす当該団体の構成員(生産者)のみが当該製品の名称の表示を付することが可能となっております。

農林水産省では、平成29年12月15日、日本と欧州連合(EU)が2019年の発効をめざしている経済連携協定(EPA)で、EUの産地ブランドを保護するための具体的な基準を発表するなど、地理的表示保護が必要となりますので、地理的表示(GI)保護制度について紹介します。

また、前々回(ムーブ南畿 Vol.40)で紹介しました農業生産工程管理(GAP)の管内における取得状況についても紹介します。

写真: 五条吉野地区 保天山団地(奈良県五條市)

柿のハウス栽培は、奈良県の五條市西吉野周辺で盛んに行われており、その生産量は全国の約70%を占めており、栽培される品種は「刀根早生」という渋柿で、7月上旬から9月中旬に販売されています。

特集1 地理的表示（GI）保護制度

(1) 地理的表示（GI: Geographical Indication）保護制度とは

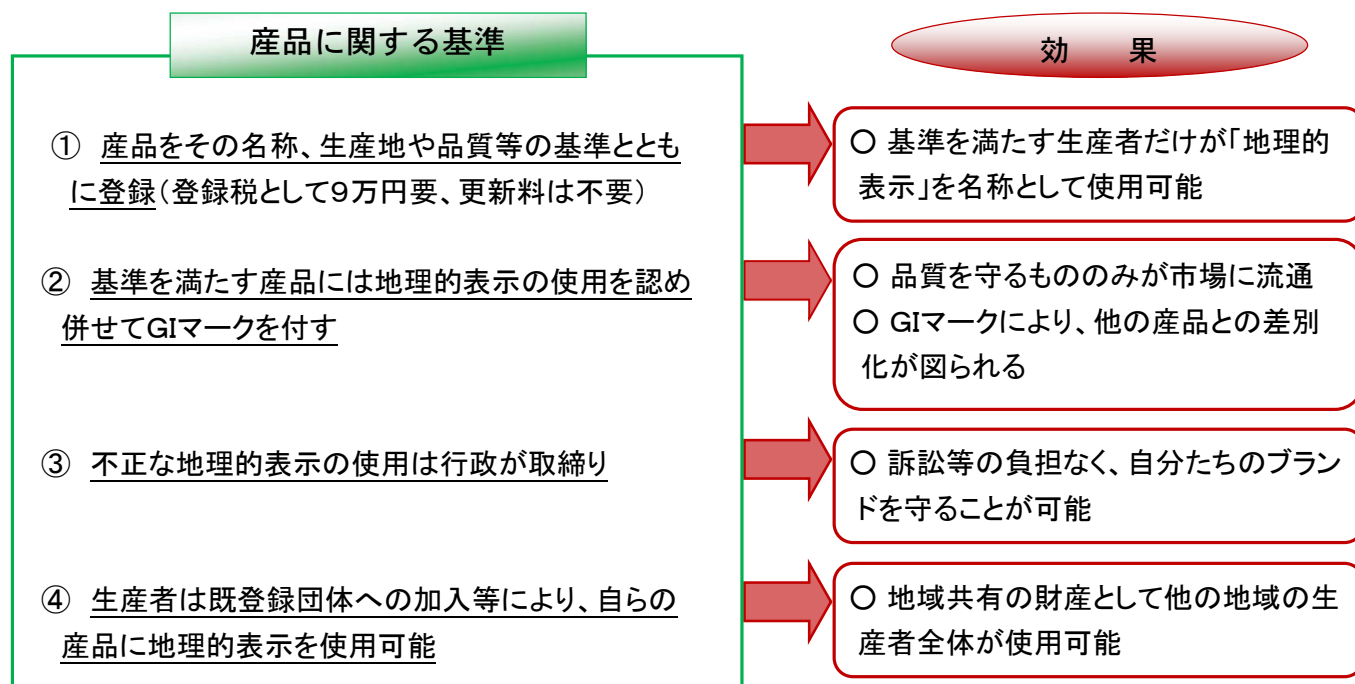
地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいいます。地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度で、TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）でも知的財産権の1つとして位置付けられ、国際的に広く認知されており、世界100か国を超える国で保護されています。

(2) GI登録状況

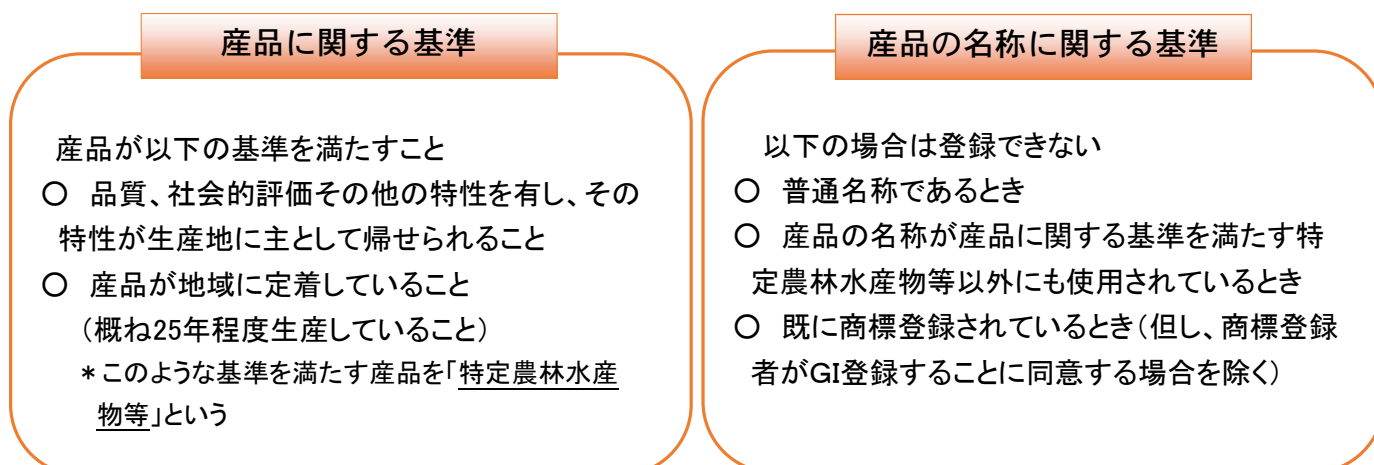
平成27年12月22日から平成30年9月27日までに、36道府県の68産品、1ヶ国の1産品の計69産品が登録されています。このうち、近畿管内の登録産品は以下の6産品です。

- ・但馬牛（生産地：兵庫県）
- ・神戸ビーフ（生産地：兵庫県）
- ・三輪素麺（生産地：奈良県）
- ・万願寺甘とう（生産地：京都府綾部市、舞鶴市、福知山市）
- ・近江牛（生産地：滋賀県）
- ・紀州金山時味噌（生産地：和歌山県）

(3) 地理的表示保護制度の大枠



(4) 地理的表示保護制度の登録の主たる要件



生産者団体、生産方法に関する基準

- 生産行程を管理する生産者団体があること(法人格は問わない)
- 生産者団体について、加入の自由が規約等に定められていること
- 生産者団体が製品の特性を確保するために必要な規程である「生産行程管理業務規程」を作成し、遵守できること
- 生産者団体が生産行程管理業務を実施するために必要な経理、人員体制を有すること

(5) 海外における日本の地理的表示の保護

海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能です。

GIの相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI製品について、所要の手続きを行った上で、農林水産大臣が指定



日本



外国

※諸外国では、100か国以上でGI保護制度が既に導入

日本で外国GIを保護

⇒ 模倣品の排除による誤認・混同の防止

外国で我が国GIを保護

⇒ 我が国生産者のGI登録の負担軽減

⇒ 外国での我が国農林水産物のブランド化

輸入された不正表示製品の譲り渡しを禁止

日EU・EPAにおけるGIの相互保護

経済連携協定(EPA)の附属書(Annex)に記載される日本側48産品、EU側71産品について、協定発効の日から、自国のGIとして保護を行います。

相互保護を行う産品

日本側GI 48産品

野菜類:11産品、果実類:8産品、生鮮肉類:8産品、魚類:3産品、貝類:3産品、穀物類加工品類:1産品、野菜加工品類:3産品、果実加工品類:3産品、加工魚介類:1産品、調味料及びスープ:3産品、酒類以外の飲料等類:3産品、その他農産物類:1産品

EU側GI 71産品

酪農製品:27産品、食肉製品:14産品
食用油脂:10産品、生鮮・水産:6産品
菓子類:5産品、その他加工品等:9産品

(6) 制度の詳細・公示情報の案内

○ 制度詳細の紹介や登録申請がなされた産品・登録された産品について、下記ホームページで公開しています。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

○ 問い合わせ先:農林水産省 食料産業局 知的財産課 03-3502-8111(内線4284、4282)

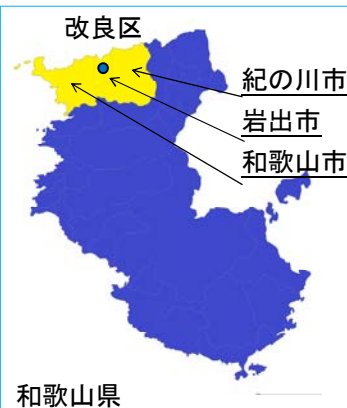
農林水産省 近畿農政局 経営・事業支援部 地域食品課 075-414-9025
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

特集2 農業水利施設の管理

今回は、紀の川右岸の3市に位置する520haの農地に農業用水を供給する藤崎井土地改良区(以下「改良区」という)の田村直也 技師にお話を伺いました。

改良区が管理する施設は、藤崎頭首工及び藤崎井用水路で、元禄9年(1696年)、第2代紀州藩主 徳川光貞の命により大畑才蔵が着手した施設です。

なお、藤崎頭首工は、昭和28年の大水害により流失した右岸の藤崎井、左岸の荒見井、安楽川井を、国営災害復旧事業により現在の位置に統合されました。その後、いくつかの改修を経て、近年は国営第二十津川紀の川土地改良事業(H11～H28)で頭首工が、国営大和紀伊平野土地改良事業(H13～H29)で用水路が再整備されました。



【藤崎井土地改良区 田村直也さんへのインタビュー】

田村さんのある一日

7:30 出勤

7:30 水路の巡視

取水量等の変化を確認し、水路の巡視及びゴミ処理を行います。

12:00 昼休み

13:00 水路の巡視

午前引き続き、水路の巡視及びゴミ処理を行います。

16:30 退庁

突然の降雨等、かんがい期を中心に緊急の対応が必要な場合があるため、退庁後も天気予報の確認は欠かせません。

藤崎井土地改良区
田村直也 技師



和歌山市出身。平成15年改良区に就職。施設の補修に必要な技術の研鑽に努めています。

～藤崎井土地改良区の業務について～

改良区は、紀の川に築造された藤崎頭首工(紀の川市)から右岸受益地への取水管理及び延長約24kmの藤崎井用水路、延長約4kmの支線水路、水路に設けられた41箇所(41箇所)の分水ゲートの用水管理をしています。



～日常、特に気をつけていること～

用水管理にも、もちろん気を付けていますが、本地区の用水路は大部分が開水路で、紀の川と平行(東西方向)に位置し、周辺地域の雨水等を受ける施設となっており、30mm/hrの雨が降ると用水路は10分程度で満水となります。

このため、用水路の分水ゲートは配水調整の他、排水ゲートの機能も兼ね備えており、ゲート操作が遅れた場合には、住宅地に溢水する事態となる可能性があるため、特に大雨時は迅速かつ確実な対応が出来るような管理に気を付けています。



～施設の維持管理で課題と感じていること～

水路では、多くのゴミが分水工やサイホンの呑口に溜まり、管理上の問題になっています。

ゴミの除去には、職員3人/日でゴミ上げを行い、分別して市の焼却場で処分していますが、処分費用も嵩んでいます。



特集3 女性農業者紹介 門脇由喜子さん

今回の女性農業者は、大和平野土地改良区の管内で一番水田や畑の農地面積が広い天理市の門脇由喜子さんにお話を伺いました。

門脇さんのご実家はイチゴの専業農家をされていましたが、農作業の手伝いはされておらず、ご結婚されてから農作業を始められました。

平成19年から指導農業士に従事され、平成27年には天理市の功労者表彰、平成29年には奈良県農業賞を受賞されています。



1. 営農

以前は水稲と畑でトマト、キュウリ、ホウレンソウ、ネギといった色々な作物を栽培されていたそうですが、その後、水稲とキュウリ、ホウレンソウを、5年位前からキュウリの栽培を徐々に縮小し、今では水稲18反(1.8ha)とハウスでのホウレンソウを4反(0.4ha)程で栽培をしているそうです。

生産したホウレンソウは3軒の農家で青果の仲卸業者を通じて、スーパー等に出荷されるほか、量が少ない場合は登録している農産物直売所等に自ら出荷されているそうです。

特に農産物直売所が出来た頃は、キュウリのクズ(形の悪い物などの規格外のもの)がよく売れたそうです。

また、ホウレンソウ栽培では、9月中旬から翌年の7月上旬まで出荷しており、11~4月の出荷が多く5月~6月は出荷が減り、7月が最後の収穫となるそうです。多い時には出荷用の袋詰めを手作業で1日平均350袋程を行って、7月の出荷が終わると、圃場に水を張り、ビニールを掛けて消毒し、次の栽培に向けた準備と1年間忙しくされています。



2. 天理市生活改善グループでのジャム作り

門脇さんは天理市生活改善グループ連絡会に平成4年の発足時より参加されており、平成24~25年には会長をされていました。

天理市生活改善グループ連絡会では、元々は地域での食育や交流等の取り組みをされていましたが、平成23年頃から天理市の特産品でのジャム作りも始めました。

ジャム作りは、20名のメンバーで、「イチゴ」、「赤トマト」、「柿」、「柿とミカンのミックス」のジャムと、メンバーで考えた「緑のトマトジャム」を製造されており「元気な農家の野菜ジャム」という商品名で販売しています。

「緑のトマトジャム」は、収穫の終わり頃に樹に残されたままにされている緑のトマトを使ったジャムで平成23年に「奈良発！新・うまいもの選手権in天理」(主催:(一社)地域づくり支援機構)で準グランプリに選ばれました。



3. 土地改良事業との関わり

門脇さんの農地では、国営土地改良事業で整備を行った吉野川分水及びため池の用水で水稲の作付けをされています。

指導農業士とは

優れた農業経営を行いつつ、新規就農者等の育成に指導的役割を果たしている農業者が、各都道府県の知事から指導農業者として認定されており、地域農業の振興に関する活動を全国各地で行っています。

特集4 管内の農業生産工程管理(GAP)の取組

GAPとは、農産物(食品)の安全を確保し、よりよい農業生産を実現する取組です。GAPを実施すると経営の改善に効果があります。

そこで今回は、GAPに取組んでおられるJA紀の里営業部の河里芳広部長代理にお話をお聞きました。

1. JA紀の里のGAPの取組

JA紀の里では、JA和歌山県農の指導のもと、JA紀の里『安全・安心』農産物推進運動を開始しています。具体的な取り組みとしては、県が定めるGAPに準じたJA紀の里版GAPガイドラインを策定し、その中で農薬の保管方法や廃棄等、農業生産活動全般における衛生管理を意識した生産活動に関する37項目のチェックリストを定めており、現在約1,300人(約42%)の組合員がこの趣旨を理解して取り組みに至っています。

また、JA紀の里に出荷する全農家に対して、『安全・安心』農産物推進運動の一環として、農薬や肥料の保管方法及び使用日等に関する日誌の提出を義務付け、JA紀の里版GAPに準じた取り組みも行っています。

2. 先進的な取組事例

JA紀の里の各部会でも先進的な取り組みを独自に行っています。

①大手スーパーの取引

川原事業所甘熟みかんグループ13名の方々は、販売先の要求に応じてグローバルGAPを取得し、東京を拠点とする大手スーパーと独自に取引を行っています。

②大手医薬品会社との取引

中晩柑部会のうち52名の方々は、大手医薬品会社に漢方薬用のはっさくの枳実を出荷しており、大手医薬品会社独自のGAPに対応した生産管理を行っています。具体的には、予め専用の品種を登録して散布する薬も選定し、5cm以下のものを収穫し出荷しています。

3. 検査の方法

JA紀の里版GAPやそれに準じた取り組みについては、農協の各組織の長により構成される生産販売委員会により割り当てられた営農指導員が生産地を回り、農家立会いのもと、点検・指導を行っています。

また、企業が求めるGAPの取組状況については、大手スーパーは1年に1回2日ほど、畑、選果場を訪れて書類等をチェックしており、大手製薬会社も出荷前や出荷時には現場のチェックに訪れるとのこと。

4. 今後の展開

このように生産者、農協職員の方々は、GAPに係る大変な作業に地道に取り組まれているものの、現状ではまだ販売価格に跳ね返るといようなメリットは大きくは見ていません。しかしながら、組織として安全・安心なものを出荷していく方向性のもと、今年中にはJA紀の里版GAPのガイドラインを国のガイドラインに移行させ、取り組みを更に推進するとともに、将来的には全組合員に理解してもらい、取り組みを底上げしていきたいとのこと。

農林水産省HPより

「GAP」とは、

「GAP」:農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の**持続可能性を確保**するための**生産工程管理の取組**。

「GAPをする」:農業者がGAP(活動又は取組)を**自ら実施**すること。認証を取得しているかどうかは関係ない。

<意義> **適正な農業経営管理が確立**し、品質向上、資材の不在庫の減少、農作業事故の減少、生産・販売計画立案がしやすくなる。従業員の責任感・自主性の向上等が実現できる。

「GAP認証」:第三者機関の審査により、GAPが正しく実施されていることが**確認された証明**。

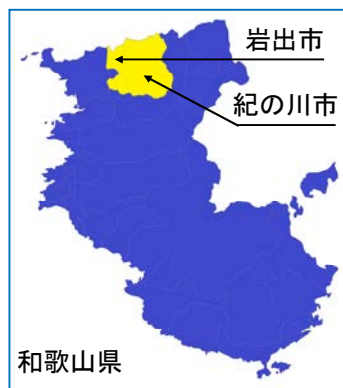
ASIAGAP、JGAP:一般財団法人日本GAP協会が策定した日本発のGAP認証。平成29年8月より運用を開始。

GLOBALG.A.P.:ドイツのFoodPLUS GmbHが策定したGAP承認。主に欧州で普及している。青果物に関してGFSCI承認を受けている。

「GAP認証をとる」:GAP **認証を受けること**。これにより、GAPを実施していることが客観的に証明される。

<意義> 取引先や消費者が直接確認できない生産工程における安全管理、持続可能性の取組を第三者が審査

して、証明すること。これにより、「見える化」が実現し、**取引上選択されやすくなったり**、消費者に**安心**してもらえる。



農政情報 土地改良施設突発事故復旧事業

近年増加しているパイプラインの破裂といった土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応するため農業者の申請・負担を原則求めない事業として、平成30年度新規事業に創設された、「土地改良施設突発事故復旧事業」について、紹介します。

【事業の目的】

基幹的農業水利施設の約4割が、今後10年間で標準耐用年数を超過するなど、土地改良施設の老朽化が進む中、予期しない突発事故によって、断水、排水不良が生じることは、農業者の自由な経営展開を阻害することになるだけでなく、農業被害をはじめとする地域への被害を与えることとなります。

これまで、施設の適切な機能保全の観点から、既存事業制度でも突発事故に対する応急措置が可能となっておりましたが、更なる被害の防止を図るため、土地改良法の改正により災害復旧と同様の仕組みを導入し、被害の拡大を防ぎ、早期の農業被害をはじめとする地域への被害の防止を図る。

【事業内容】

突発事故により機能が喪失・低下した土地改良施設における、機能を回復させるための工事を実施

- (1) 現地仮復旧(安全確保や被害の拡大防止、暫定的な機能確保が必要な場合)
- (2) 機能回復を行う復旧工事
- (3) 緊急応急工事(国:財務協議により事業費仮決定後実施、国以外:施設管理者等の判断で実施可能)

【事業主体・対象施設・補助率】

- 国(国営造成施設に限る) ……2/3等
- 都道府県 ……1/2等
- 市町村、土地改良区等 ……1/2等

(農家負担なしとなるのは、補助残分を地方公共団体が負担する場合となります。)

【主な採択要件】

突発事故のうち、以下の要件をすべて満たす施設で生じた事故であること

- 末端支配面積(計画面積では無く、農地転用や未着水の面積を除いた実際に益を受けている面積)
直轄:100ha以上
補助:20ha以上(中山間地域等は10ha以上)
- 復旧事業費
直轄:2,000万円以上又は高度な技術的配慮を要すること
補助:200万円以上 等
- 施設管理状況(竣工後10年を経過していない施設は、この限りではない)
直轄:維持管理計画、管理規定等に規定された管理が適切に行われ、かつ機能保全計画に基づく管理が行われている施設であること
補助:維持管理計画、管理規定等(農政局長が維持管理計画と同等と認める計画を含む)に規定された点検整備がなされ、かつ機能保全計画に沿った対応がなされている施設であること

【事業の流れ】



○問い合わせ先:農林水産省 農村振興局 水資源課 03-6744-1363

農林水産省 近畿農政局 農村振興部 水利整備課 075-451-9161(内線2549)

農政情報 奈良県、和歌山県の柿の輸出の取組

柿産地である奈良県、和歌山県では、以前より柿の輸出に取り組んでおり、主に、東南アジアへの輸出が中心でした。

近年は、平成29年9月12日付けで日本産かき(柿)生果実の輸出に係る米国連邦規則が公示され、平成29年10月12日付けで植物検疫条件を満たすかき(柿)生果実の輸出が可能となり、更に、平成30年1月25日付けで日本産かき(柿)生果実の輸出に係る豪州の改正規制が公表され、臭化メチルくん蒸処理によらない新たな植物貿易条件を満たすかき(柿)生果実の輸出が可能となり、新たな輸出先として期待をしているところです。

このような中、和歌山県から国内初となる米国への輸出が開始され、平成29年12月18日に出発式が行われるなど、日本産かき(柿)の輸出に対する奈良県、和歌山県の取組み事例について、紹介します。

【奈良県の取組】

『五條のあんぽ柿(ほし柿)を東南アジアへ』

(株)堀内果実園

【主な品目】 柿(あんぽ柿)

【主な輸出国・地域】 香港、台湾、シンガポール

【輸出取組の概要】

- ・国際スピード郵便を利用して、「奈良の柿」を輸出
- ・百貨店のギフト商品として採用されてから、海外での売上げが拡大

【輸出実績】

平成27年度 314万円、1.5t

平成28年度 287万円、1.2t

【効果があった取組】

奈良市内に生果や加工品を販売する店舗を開店し、SNSによる情報発信回数を増やしたことで、顧客が増加した



原料となる種無柿

『柿をタイ、香港等へ』

JAならけん西吉野柿部会

【主な品目】 柿

【主な輸出国・地域】 香港、タイ

【輸出取組の概要】

- ・若い後継者の産地から、「奈良の柿」を輸出
- ・平成27年度より「スマートフレッシュくん蒸剤」を使用したことで鮮度が保持され品質が良くなり大幅に輸出量が増加

【輸出実績】

平成27年度 990万円、38t

平成28年度 1,583万円、78t

【効果があった取組】

収穫期の西吉野選果場での「柿の里まつり」の開催やJA広報誌での情報発信により、奈良の柿の知名度が上昇



陳列されている柿

【和歌山県の取組】

『平核無柿をカナダ等へ』

JA紀の里

【主な品目】 平核無柿(ヒラタネナシカキ)

【輸出国】 カナダ、香港、シンガポール

【輸出取組の概要】

- ・市場(商社)を通じて輸出して現地にて売り込みを実施

【輸出実績】

平成28年度 144万円、24t

平成29年度 807万円、26.5t



平核無柿

『日本初「柿」を米国へ』

JA紀北かわかみ

【主な品目】 富有柿(フユウガキ)

【輸出国】 アメリカ

【輸出取組の概要】

- ・市場(商社)を通じて輸出して現地にて売り込みを実施

【輸出実績】

平成29年度 24万円、0.8t

平成30年度 300万円、10t

※平成30年度は予定である。

※平成29年度 国内から初輸出



富有柿

『日本初「柿」を豪州へ』

JA紀北かわかみ

【主な品目】 刀根早生(トネワセ)

【輸出国】 オーストラリア

【輸出取組の概要】

- ・市場(商社)を通じて輸出して現地にて売り込み実施予定

【輸出実績】

平成30年度 50万円、1t

※平成30年度は予定である。

※平成30年度 国内から初輸出



刀根早生

参考: 農林水産物・食品の輸出取組事例につきましては、以下のURL(農林水産省ホームページ)からご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi_zirei/

トピックス 五条吉野地区での業務継続計画（BCP）の演習

国営土地改良施設等が大規模災害により深刻な被害を受けた場合、地域農業はもとより地域社会に対しても甚大な影響を及ぼすこととなるため、被災時の影響を最小限に留めることが地域住民の生命・財産を保護し地域社会を維持するうえで極めて重要であり、国土強靱化基本計画において、施設管理者による業務継続計画（BCP）策定の推進が位置付けられているところです。

これを受けて、五条吉野地区（国営土地改良施設を管理する五条吉野基幹水利施設管理協議会及び五条吉野土地改良区）では、平成28年度にBCPを策定しました。今年度は、このBCPに基づいた実施演習を行いましたので、この実施演習について紹介します。



【地区の概要】

本地区は、奈良県中西部に位置し、五条市及び吉野郡下市町にまたがる約1,600haの樹園地帯で、奈良県は全国の柿の約16%を出荷しており、そのうち関係市町は県内の9割を生産する柿の一大産地です。

国営五条吉野土地改良事業（昭和49年度～平成13年度）で造成した一の木ダム、幹線水路、ファームポンド、揚水機場は五条吉野基幹水利施設管理協議会及び五条吉野土地改良区により管理されています。



【BCP実施演習内容】

想定地震：平成30年6月27日、午前9時、奈良県南部を震源とする地震「震度5弱」

参加者：五条吉野基幹水利施設管理協議会、五条吉野土地改良区、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所

- 演習内容：①地震発生後の「ダム臨時点検に係る速報点検」を実施し、関係機関へ報告（発生後1時間以内）
②地震発生後の「ダム臨時点検に係る一次点検（目視による外観点検）」を2班体制（堤体班、周辺地山班）で実施し、関係機関へ報告（発生後3時間以内）
③地震発生後の「ダム臨時点検に係る二次点検（詳細な外観点検と計測による点検）」を2班体制（堤体班、周辺地山班）体制で実施し、関係機関へ報告（地震発生後24時間以内）
④地震発生後のダム臨時点検終了後、幹線水路（約40km）を北部幹線水路、南部幹線水路の2班に分かれて目視点検を実施し、関係機関へ報告

演習風景



【実施演習を振り返って】

- ①ダム臨時点検の周辺地山の目視については、確認地点を設けて図上で整理しておくとう便利である。
- ②末端ほ場については、地元で点検して改良区へ報告を受ける体制について、理事会で話し合う必要がある。
- ③毎年、実施演習を行い、よりよく点検が行えるよう努めます。

事務所トピックス 平成29年度 施設見学の実施状況

1. はじめに

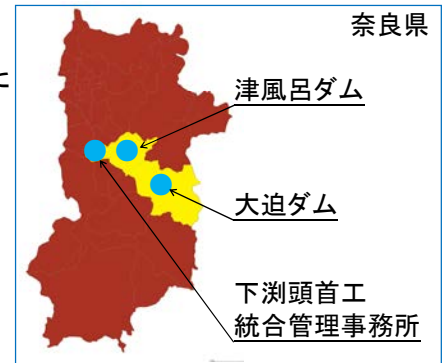
南近畿土地改良調査管理事務所では、吉野川分水を皆様にご覧いただき、また皆様の声を聞かせて頂きたいと思い、施設見学を行っています。

今回は、平成 29 年度における実施状況をお知らせします。

2. 見学状況

平成 29 年度は 17 回 324 名に見学いただきました。

見学者は、小学校、土地改良区、イベント、研修等を受け入れました。



3. 申し込み

見学の申し込み等の詳細は、当事務所のホームページをご覧ください。

近畿農政局ホームページ → 県域拠点・事業(務)所情報 国営事業(務)所 →

南近畿土地改良調査管理事務所 → 出前授業・見学の申し込み



ムーブ南畿

第42号 平成30年11月



農業競争力強化プログラム



近畿農政局

南近畿土地改良調査管理事務所

〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下淵388-1

TEL 0747(52)2791 FAX 0747(52)2794

URL:<http://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kokuei/minami-kinki/>

大迫ダム管理所

〒639-3603 奈良県吉野郡川上村北和田長屋峯615-5

TEL 0746(54)0800 FAX 0746(54)0306

津風呂ダム管理所

〒639-3102 奈良県吉野郡吉野町河原屋849-5

TEL 0746(32)2335 FAX 0746(32)0836

南紀用水支所

〒646-0024 和歌山県田辺市学園27-23

TEL 0739(22)1123 FAX 0739(22)1107